

# 福岡県公報

平成26年7月22日  
第3613号

## 目次

### 告示 (第629号 - 第635号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) ..... 2
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) ..... 3

### 公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) ..... 4

### 選挙管理委員会

- 政治団体の平成24年分収支報告書の要旨の一部訂正 (市町村支援課) ..... 4

### 収用委員会

- 土地収用法の規定に基づき通知すべき書類の保管 (用地課) ..... 8

### 雑報

- 審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (教育庁企画調整課) ..... 8

## 告示

福岡県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉市杷木志波5876番4先から 朝倉市杷木志波5857番2先まで	7.8 ～ 9.4	86.0
			後	朝倉市杷木志波5876番4先から 朝倉市杷木志波5857番2先まで	10.4 ～ 23.6	

### 福岡県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八女	県道	岩野黒線	前	八女市黒木町木屋10192番1先から 八女市黒木町木屋10207番3先まで	5.4 ～ 5.9	115.0
			後	八女市黒木町木屋10192番1先から	5.5 ～	

				八女市黒木町木屋10207 番3先まで	17.5	
--	--	--	--	------------------------	------	--

**福岡県告示第631号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	浮 羽 石川内 線	前	八女市矢部村北矢部1989 番1先から 八女市矢部村北矢部2038 番2先まで	11.6 ～ 28.0	145.0
			後	八女市矢部村北矢部1989 番1先から 八女市矢部村北矢部2038 番2先まで	11.6 ～ 37.0	145.0

**福岡県告示第632号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
				八女市矢部村北矢部3720		

八 女	県道	浮 羽 石川内 線	前	番先から 八女市矢部村北矢部3718 番1先まで	6.6 ～ 18.1	62.0
			後	八女市矢部村北矢部3720 番先から 八女市矢部村北矢部3718 番1先まで	7.2 ～ 18.1	

**福岡県告示第633号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
八 女	県道	浮 羽 石川内 線	前	八女市矢部村北矢部3486 番1先から 八女市矢部村北矢部3698 番2先まで	7.4 ～ 23.4	47.0
			後	八女市矢部村北矢部3486 番1先から 八女市矢部村北矢部3698 番2先まで	9.9 ～ 24.4	

**福岡県告示第634号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成26年7月22日

## 福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路線名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
直 方	県道	宮 田 線 小 竹	前	鞍手郡小竹町勝野3317番 1先から 鞍手郡小竹町勝野3320番 1先まで	10.5 ～ 17.0	120.0
			後	鞍手郡小竹町勝野3317番 1先から 鞍手郡小竹町勝野3320番 1先まで	12.5 ～ 17.0	

## 福岡県告示第635号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称  
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡都市計画道路事業 3・3・209号 アイランド東1号線
- 3 事業施行期間  
平成26年7月22日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
福岡市東区香椎照葉七丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成26年6月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
NPO法人共働のまち大野城東コミ
  - (2) 代表者の氏名  
眞崎 静雄
  - (3) 主たる事務所の所在地  
大野城市大池二丁目2番1号
  - (4) 定款に記載された目的  
(旧)  
この法人は、地域住民やコミュニティで活動する団体等に対して、地域課題を解決するための活動支援や情報提供などの事業を行い、地域住民と行政との共働のまちづくりに寄与することを目的とする。  
(新)  
この法人は、地域住民やコミュニティで活動する団体等に対して、地域課題を解決するための活動支援や情報提供などの事業を行うとともに、文化活動やスポーツの推進にも取り組むことで、地域住民と行政との共働のまちづくりに寄与することを目的とする。

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人共働のまち大野城中央コミ

(2) 代表者の氏名

嘉村 孝

(3) 主たる事務所の所在地

大野城市中央一丁目5番1号

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、地域住民やコミュニティで活動する団体等に対して、地域課題を解決するための活動支援や情報提供などの事業を行い、地域住民と行政との共働のまちづくりに寄与することを目的とする。

(新)

この法人は、地域住民やコミュニティで活動する団体等に対して、地域課題を解決するための活動支援や情報提供などの事業を行うとともに、文化活動やスポーツの推進にも取り組むことで、地域住民と行政との共働のまちづくりに寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月22日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年6月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人宇美町障がい者共同作業所福祉工房わかくす

(2) 代表者の氏名

藤木 基莊

(3) 主たる事務所の所在地

糟屋郡宇美町貴船二丁目40番3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者で、雇用されることが困難な人を通所させて、自活に必要な生活指導、並びに作業訓練を行うと共に、障がい者と地域住民との交流を促進することで生活内容の充実を図ることを目的とする。

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第九選挙区支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成24年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成25年11月福岡県選挙管理委員会告示第123号）の一部を、次のとおり改める。

平成26年7月22日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

平成24年分収支報告書の要旨中、自由民主党福岡県第九選挙区支部の項を次のとおり改める。

90 自由民主党福岡県第九選挙区支部

国会議員関係政治団体の区分

法第19条の7第1項第1号

公職の候補者の氏名

三原 朝彦

公職の候補者に係る公職の種類

衆議院議員

報告年月日

25.05.01

1	収入・支出の総額	
(1)	収入総額	89,186,090円
ア	前年繰越額	9,322,403円
イ	本年収入額	79,863,687円
(2)	支出総額	50,530,858円
(3)	翌年への繰越額	38,655,232円
2	収入・支出の内訳	
(1)	収入の内訳	
イ	寄附	60,153,760円
(ア)	寄附（政党匿名寄附を除く）（内訳別掲）	60,153,760円
a	個人からの寄附	32,685,760円
b	法人その他の団体からの寄附	19,328,000円
c	政治団体からの寄附	8,140,000円
ウ	機関紙誌の発行その他の事業による収入	1,219,500円
	樹の会	154,000円
	樹の会	34,000円
	樹の会	9,000円
	樹の会	148,500円
	朝食会	6,000円
	朝食会	12,000円
	朝食会	6,000円
	食事会	40,000円
	若獅子会	140,000円
	明朝会	160,000円
	ふつこの通信購読料	10,000円
	ふつこの通信購読料	500,000円
オ	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	17,500,000円
	自由民主党本部	17,500,000円
カ	その他の収入	990,427円

払い戻し	108,630円
社会保険個人預かり金	880,521円
一件十万円未満のもの	1,276円
合計	79,863,687円

## [寄附の内訳]

## a 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
柳 恵美子	60,000円	北九州市八幡西区
中司 郁代	60,000円	遠賀郡遠賀町
石原 健一	270,000円	兵庫県神戸市東灘区
船津 清子	150,000円	北九州市八幡西区
上野 益弘	60,000円	遠賀郡水巻町
長野 熙	242,000円	北九州市八幡西区
小宮 俊秀	2,500,000円	行橋市
小宮 董	6,500,000円	行橋市
松本 美香	3,880,000円	行橋市
小宮 裕	2,050,000円	大分県大分市
奥村 美絵	1,650,000円	福岡市中央区
上野 渡海児	720,000円	北九州市八幡西区
河原 良子	2,200,000円	北九州市八幡西区
船元 泰之	60,000円	北九州市若松区
三原 朝彦	900,000円	北九州市八幡西区
松井 光由	80,000円	遠賀郡岡垣町
増井 淳	1,000,000円	北九州市小倉北区
真花 宏行	60,000円	北九州市若松区
宇佐美 正則	100,000円	北九州市八幡西区
金澤 潤児	300,000円	北九州市八幡西区
東原 絹代	140,000円	遠賀郡遠賀町
坂口 勝利	106,000円	北九州市八幡西区
土屋 卓洋	60,000円	千葉県八千代市

古野 義章	200,000円	直方市
西原 靖博	60,000円	北九州市八幡西区
高嶋 康年	100,000円	北九州市八幡西区
永野 三千代	300,000円	北九州市八幡西区
上野 陽右	400,000円	北九州市八幡西区
豊瀬 尉	100,000円	行橋市
菊竹 開三	60,000円	北九州市八幡西区
柏木 武美	100,000円	行橋市
永野 吉鎌	100,000円	北九州市八幡西区
永野 サカエ	1,000,000円	北九州市八幡西区
安藤 公一	100,000円	東京都品川区
野見山 博吉	300,000円	福岡市南区
芦馬 廣徳	1,000,000円	田川郡福智町
鹿児嶋 望	100,000円	福岡市中央区
中嶋 隆夫	100,000円	北九州市八幡西区
花田 紘一	100,000円	北九州市八幡西区
福田 仁一	100,000円	北九州市小倉南区
田坂 良昭	1,500,000円	北九州市若松区
その他	3,817,760円	
小計	32,685,760円	

## b 法人その他の団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
(株) 千草	60,000円	北九州市八幡東区
清新産業 (株)	100,000円	北九州市八幡東区
(株) ニュー豊栄	120,000円	北九州市小倉北区
(株) 直方葬祭	120,000円	直方市
富士岐工産 (株)	60,000円	北九州市八幡西区
ドーカイ商事 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
(株) 総合システム	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 日芳興産	60,000円	北九州市八幡西区

マインド (株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 白海	120,000円	北九州市若松区
日本ヒューム (株) 福岡支社	60,000円	福岡市博多区
宇佐美運輸機工	100,000円	北九州市若松区
日本電話センター (株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 海渡設計	120,000円	田川郡福智町
中嶋化学工業 (株)	120,000円	北九州市八幡西区
上野建設	2,000,000円	北九州市若松区
協栄興産 (株)	60,000円	北九州市八幡西区
上津役製作所	160,000円	中間市
九重商事 (株)	100,000円	北九州市八幡東区
北九州印刷 (株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 成和産業	60,000円	北九州市八幡西区
(株) まるまんフィオーレ	360,000円	直方市
高田組 (有)	60,000円	北九州市八幡東区
(医) 萩原中央病院	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 八幡ビルエンジニアリング	60,000円	北九州市八幡西区
(株) ホリカワ	60,000円	北九州市戸畑区
高嶋産業 (株)	300,000円	北九州市八幡西区
西部タイヤ	100,000円	北九州市八幡西区
(株) カマタ	300,000円	北九州市若松区
(有) 鎌田化成	700,000円	北九州市若松区
(有) 廣岡建設工業	60,000円	北九州市若松区
平和電業 (株)	100,000円	北九州市戸畑区
(医) 元気が湧く	500,000円	福岡市南区
(株) イーエスケイ	60,000円	愛媛県松山市
松本健司税理士事務所	100,000円	北九州市八幡西区
栄陽子留学研究所	200,000円	東京都港区
大光炉材 (株)	120,000円	北九州市戸畑区
(株) 丸都運輸	240,000円	遠賀郡岡垣町

(有) ワイドエー	120,000円	田川郡福智町
(株) 阿部光林社	120,000円	北九州市八幡西区
(株) 飯塚ホンダ	60,000円	飯塚市
(株) 石松商会	60,000円	北九州市八幡西区
(有) 泉商会	600,000円	北九州市八幡西区
上野精機 (株)	3,260,000円	遠賀郡水巻町
永順産業 (株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
オート・アベニュー	120,000円	北九州市八幡西区
大石産業 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
大島建設 (株)	60,000円	北九州市若松区
岡崎建工 (株)	120,000円	北九州市小倉北区
折尾タクシー (株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 遠賀タクシー	120,000円	遠賀郡遠賀町
梶原塗装 (株)	60,000円	北九州市八幡東区
(医) 小嶺江藤病院	138,000円	北九州市八幡西区
北九州ふよう (株)	120,000円	北九州市小倉北区
九州総合建設 (株)	120,000円	北九州市若松区
(有) 楠木建築設計	60,000円	北九州市八幡西区
工藤産業 (株)	120,000円	北九州市八幡東区
くらてガス (株)	120,000円	鞍手郡鞍手町
(有) 鴻鵠産業	500,000円	行橋市
小西建設工業 (株)	120,000円	遠賀郡岡垣町
三和金属 (株)	60,000円	北九州市若松区
(株) 菅原福岡営業所	120,000円	福岡市東区
(株) 田中	120,000円	北九州市若松区
大同建設 (株)	120,000円	北九州市小倉北区
大同自動車 (株)	60,000円	北九州市八幡西区
高倉運輸 (株)	240,000円	遠賀郡遠賀町
(株) 太平建設	60,000円	北九州市小倉北区
(株) 東筑軒	60,000円	北九州市八幡西区

洞海マリンシステムズ (株)	60,000円	北九州市若松区
伸建設 (株)	120,000円	北九州市八幡西区
西田工業 (株)	60,000円	飯塚市
日東ベンディング西日本 (株)	120,000円	糟屋郡粕屋町
(株) 初瀬屋	60,000円	北九州市八幡西区
宮本産商	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 安井組	120,000円	北九州市八幡西区
(有) 大和タクシー	60,000円	北九州市八幡西区
学校法人緑ヶ丘第二幼稚園	200,000円	北九州市八幡西区
(株) 安田生花店	120,000円	北九州市八幡西区
(株) 安川トランスポート	120,000円	北九州市八幡西区
(医) 行橋クリニック	500,000円	行橋市
(有) 公益社	150,000円	中間市
菱信産業 (株)	60,000円	北九州市八幡西区
(株) 和光	60,000円	北九州市八幡西区
ワタキューセイモア (株) 九州支社	120,000円	佐賀県小城市
福岡県トラック協会筑豊支部	500,000円	飯塚市
その他	2,660,000円	
小計	19,328,000円	

## c 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
平成研究会	2,000,000円	東京都千代田区
日本司法書士政治連盟福岡会	500,000円	福岡市中央区
日本弁護士政治連盟	100,000円	東京都千代田区
T K C 全国政経研究会	100,000円	東京都新宿区
T K C 九州政経研究会	100,000円	福岡市中央区
北九州市八幡医師連盟	300,000円	北九州市八幡東区
日本建築工事事務所政経研究会	100,000円	東京都中央区
福岡県薬剤師政治連盟	300,000円	福岡市博多区

福岡県医師連盟	1,000,000円	福岡市博多区
北九州市医師連盟	1,000,000円	北九州市小倉北区
全国社会保険労務士政治連盟	100,000円	東京都中央区
福岡県歯科医師連盟	500,000円	福岡市博多区
北九州地区トラック事業政治連盟	500,000円	北九州市小倉北区
福岡県トラック事業政治連盟	500,000円	福岡市博多区
北九州タクシー政治連盟	100,000円	北九州市小倉北区
福岡県北九州筑豊税理士政治連盟	300,000円	北九州市小倉南区
戸畑区医師連盟	100,000円	北九州市戸畑区
福岡県不動産政治連盟	300,000円	福岡市博多区
日本商工連盟北九州地区	100,000円	北九州市小倉北区
その他	140,000円	
小計	8,140,000円	
(2) 支出の内訳		
ア 経常経費	16,210,061円	
(ア) 人件費	11,198,112円	
(イ) 光熱水費	1,163円	
(ウ) 備品・消耗品費	2,702,333円	
(エ) 事務所費	2,308,453円	
イ 政治活動費	34,320,797円	
(ア) 組織活動費	11,235,161円	
(イ) 選挙関係費	7,000,000円	
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費	15,075,382円	
a 機関紙誌の発行事業費	2,062,500円	
b 宣伝事業費	12,153,697円	
d その他の事業費	859,185円	
(エ) 調査研究費	10,254円	
(オ) 寄附・交付金	1,000,000円	
合計	50,530,858円	

## 収用委員会

### 福岡県収用委員会告示第4号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき次の者に通知すべき書類は、当収用委員会担当課（福岡県県土整備部用地課）において保管しており、いつでも交付するので、その受領方申し出てください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成26年8月12日をもって当該書類の送付があったものとみなされます。

平成26年7月22日

福岡県収用委員会

#### 1 事件名

平成24年度福収権第11号事件及び平成24年度福収明第11号事件

#### 2 事業名

高速自動車国道東九州自動車道新設工事（椎田南インターチェンジ（仮称）から宇佐インターチェンジ（仮称）まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事

#### 3 通知を受けるべき者

豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹の所有者

上田佳央、宇吹峰子、大山和徳、尾崎易子、上玉利ツル子、河野誠、木村康雄、久留島昌子、後藤あり子、柴垣保也、末並公俊、田渕ますみ、友松仁美、長田あゆみ、西岡直智、長谷川愛貴、原栄実子、古屋政則、松尾園子、丸山廣子、吉清水倫子及び吉本梢並びに豊前市大字松江638番1及び同638番2所在の収穫樹を所有する氏名及び住所不明の者

#### 4 通知すべき書類

平成26年7月16日付け24福収第19号-74、24福収第20号-74「審理の開催について」

## 雑報

### 福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会公告

高等学校生徒受入れの長期計画案に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見



書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総人第299号）第2条第2項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見を提出される方は所定の期間内に提出してください。

平成26年7月22日

福岡県高等学校生徒受入れの長期計画策定協議会会長 梶山 千里

### 第1 意見募集の対象となる事案

高等学校生徒受入れの長期計画について（案）

### 第2 事案の要旨

- 1 計画策定の期間
- 2 中学校卒業者数の見込み
  - (1) 全県的な傾向
  - (2) 各地区の傾向
- 3 高等学校進学率及び進学者の動向
  - (1) 進学率の実績と今後の推移
  - (2) 進学率の算出方法及び進学者数
- 4 受入れ計画
  - (1) 受入れ計画の基本原則
  - (2) 各地区ごとの受入れ生徒数
    - ア 北九州地区
    - イ 福岡地区
    - ウ 筑後地区
    - エ 筑豊地区
- 5 今後の公立高等学校の在り方
  - (1) これからの公私の在り方
  - (2) 長期計画実施のための公私間協議

### 第3 事案の閲覧場所等

- 1 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7福岡県庁内）
- 2 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8小倉総合庁舎内）

- 3 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1久留米総合庁舎内）
- 4 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1飯塚総合庁舎内）
- 5 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1行橋総合庁舎内）
- 6 福岡県のホームページ  
(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/chokikeikaku.html>)

### 第4 意見書の提出期間

平成26年7月22日（火）から平成26年8月4日（月）まで（必着）

### 第5 意見書の提出方法

別紙及び閲覧場所に示された意見書様式に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。

### 第6 意見書の提出先

福岡県教育庁教育企画部企画調整課

（住所）〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3884

（電子メール）kkicho@pref.fukuoka.lg.jp

（問合せ）092-643-3881

## 意見書

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	
題 名	
意見及びその理由	
備 考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、できる限り1項目1枚とし、意見の概要が分かる題名を「題名」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校等の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。